

## 令和2年度・事業計画書

### 公1. 腎臓移植の普及促進に関する事業

- ア、院内体制の充実のため、県内医療機関を巡回し移植関連情報の提供や相談・助言に努め、移植医療の発展に努める。
- イ、移植術を施すことによって不特定多数の健康の増進に寄与するため、献腎発生時から提供後までの円滑な連絡調整を行う。献腎発生時には提供者のデータ管理、提供施設や提供者との密接な連絡調整を図り、腎臓摘出・搬送・移植までのプロセスを担う。また提供後も提供施設や提供者に対し移植施設から発信される移植者のデータ等定期的な情報提供を行う。また提供者家族のアフターケアにも心がけ、献腎提供の社会的地位を知らしめ、献腎への意識を高める。
- ウ、提供現場の医師、移植医師、院内移植コーディネーター等の移植関係者に働きかけ、臓器提供・摘出・移植術を向上させ、移植医療の充実・発展に寄与するため、会議を開催し専門的知識の情報交換や症例検討等各々のスキルアップを図り、実際の提供や移植に備える。
- エ、臓器提供への協力を促すため、金銭的・精神的負担軽減に応えるべく、腎臓提供施設に対して献腎移植提供謝金の助成を行う。
- オ、今後の移植医療の発展に繋げるため、意識調査を実施したり、関連団体、関連書物での腎不全・移植関連データの収集を行う。
- カ、臓器提供の意思を生かし、提供につながるための体制整備を行う。そのため委員会を設置し、調査を依頼した施設に対し助成を行う。
- キ、(新設) 臓器移植推進に必要なマネジメント技術や関係手技の習得のために、国内外で行われる研修会等に当該医療従事者の参加について助成を行う。助成を受けた者は、事業概要ウの講座・セミナー等の事業にて後進指導支援を行う。

### 公2. 腎臓移植と腎臓病の知識の普及啓発に関する事業

- ア、広範囲に対し腎臓移植や腎臓病の知識の普及啓発のため、インターネットやイベント、広報誌バンクだより等を活用したり、メディアや関係団体の協力を得てイベント等で意思表示カードやパンフレットの配布により、献腎運動の趣旨を宣伝する。
- イ、腎臓移植や腎臓病の知識の普及啓発のため、厚生労働省臓器移植推進月間行事等にあわせた講演会・市民公開講座等講座や公民館、学校、医療施設等での移植説明会等を活用し、腎臓移植や腎臓病の現状を伝え、理解を求めるとともに、
- ウ、移植医療の社会的認知度を高めるため、移植を受けた方々が書いた絵や手紙、提供者が残したぬり絵作品に授業で色をぬり、いのちのメッセージを加えた絵、また臓器移植を考えるポスターコンクールの優秀作品の展示を行い、移植医療の尊さ、素晴らしさを伝える。

### その他目的を達成するために必要な事業